

ゼロカーボンシティののいち推進パートナー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるゼロカーボンシティの実現につながる取組を推進するため、当該取組を実施する事業者又は団体（以下「事業者等」という。）をゼロカーボンシティののいち推進パートナー（以下「推進パートナー」という。）として登録することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 推進パートナーの登録の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者等とする。

- (1) 本市におけるゼロカーボンシティの実現につながる取組を実施していること又は第4条第1項の規定による登録の決定の日から1年以内に実施する予定であること。
- (2) 市内に事業所又は活動拠点を有すること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。
- (3) 野々市市暴力団排除条例（平成24年野々市市条例第13号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員及びこれらと密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を登録の目的としていないこと。
- (5) その他推進パートナーとして登録することが適当でないと市長が認める事実がないこと。

(登録の申請)

第3条 推進パートナーの登録を受けようとする事業者等は、ゼロカーボンシティののいち推進パートナー登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

(登録の決定等)

第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録を決定し、申請者に登録証を交付するものとする。

2 市長は、前項の登録の決定をしたときは、当該登録内容を市のホームページ等において公表するものとする。

(推進パートナーの責務)

第5条 推進パートナーの登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、ゼロカーボンシティの実現につながる取組を自ら実施するとともに、市や他の登録者が実施する取組に協力するよう努めるものとする。

2 登録者は、交付を受けた前条第1項の登録証を他人に譲渡してはならない。

(取組状況の報告)

第6条 登録者は、ゼロカーボンシティの実現につながる取組の実施状況について、ゼロカーボンシティののいち推進パートナー取組状況報告書（別記様式第2号）により市長が別に定める日までに市長に報告するものとする。

(登録内容の変更等)

第7条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、その旨を市長に届け出るものとする。

2 登録者は、登録を廃止しようとするときは、ゼロカーボンシティののいち推進パートナー登録取消届（別記様式第3号）により市長に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者からゼロカーボンシティののいち推進パートナー登録取消届の提出があったとき。
- (2) 第2条第2号から第5号までのいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) ゼロカーボンシティの実現につながる取組を実施していないことが明らかであるとき。
- (4) 虚偽の申請により登録を受けたことが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録を継続することが適当でないと市長が認めるとき。

2 登録者は、前項の規定による登録の取消しを受けたときは、速やかに登録証を返却しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。